

「特定個人情報保護評価書 (地方税の賦課徴収に関する事務)(案)」 に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と その意見に対する市の考え方の公表

令和6年12月16日(月)から令和7年1月15日(水)にかけて実施しました「特定個人情報保護評価書(地方税の賦課徴収に関する事務)(案)」に対する意見募集に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民の皆さんから9件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「特定個人情報保護評価書(地方税の賦課徴収に関する事務)」を策定し、令和7年2月からの公表を予定しています。今後とも、特定個人情報保護評価に対するご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年2月

浜松市財務部税務総務課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

TEL 053-457-2261

FAX 050-3385-8458

Eメールアドレス zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和6年12月16日から令和7年1月15日
【意見提出者数】	3人
【提出方法】	持参（0件）郵便（0件）電子メール（2件）FAX（1件）
【意見数内訳】	9件 （提案 0件、要望 5件、質問 4件）
【案に対する反映度】	案の修正 2件 今後の参考 0件 盛り込み済 0件 その他 7件

目次

1	特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関する事（2件）	2
2	特定個人情報の保管・消去に関する事（2件）	2
3	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに関する事（1件）	2
4	特定個人情報保護評価の実施に関する事（1件）	3
5	情報漏えいした際の対応に関する事（2件）	3
6	特定個人情報の取扱いに関する職員等への教育に関する事（1件）	3

1 特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関すること（2件）

質問	23 ページ 委託事項4の電子申請システムの運用保守業務で④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法が無記載となっているのはなぜか。
-----------	--

【市の考え方】案の修正

記載漏れがありましたので「その他（LGWAN）」との記載に修正します。

要望	データの取扱いを委託することにはリスクがあり、深刻な事故を引き起こす可能性がある。責任の分界が曖昧になり易いため、ケーススタディを徹底して準備すべきである。
-----------	--

【市の考え方】その他

ご意見として承ります。

2 特定個人情報の保管・消去に関すること（2件）

要望	27 ページ 「日本国内でのデータ保管を条件としていること」とあるが、クラウド事業者は外国の事業者でありデータの保管が日本国内であったとしても不安はぬぐいきれない。
-----------	--

【市の考え方】その他

ガバメントクラウドは国が調達することとなっており、国が契約するクラウドサービス事業者は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度のクラウドサービスリストに登録されたクラウドサービスから一定の規定する要件を満たすものを提供する事業者となっています。セキュリティ対策や管理機能の面においてもガバメントクラウドとして必要と考えられる機能が適用される環境を提供することとなっています。

質問	28 ページ データの消去について、紙媒体についての記載が見当たらない。紙媒体の処分はどのようにされているのか。紙媒体の扱いについてのリスク対策はどのようにしているのか。
-----------	---

【市の考え方】その他

個別のマニュアルに則り溶解やシュレッダー等で処分しており、紙媒体を取り扱う職員に対しても取り扱いの研修を行い、情報漏えい等のリスク対策に努めています。

3 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに関すること（1件）

質問	すべての報告で「十分である」との評価になっているが、これまでに起こっている個人情報の漏えいはどう反映されているか。また、重大事故はなかったとされているが、これまでに起きた漏えいは重大ではなかったから「なかった」との評価なのか。
-----------	---

【市の考え方】案の修正

他の事務において、評価書に記載すべき「重大な事故」が発生していたため修正して記載します。

4 特定個人情報保護評価の実施に関すること（1件）

要望	広報はままつの紙面で意見募集をしていたが、どれほどの市民が読み中身を理解することができたのか。大半の市民は自分の知らないところで市に委ねた自分の情報が扱われ利用されているのかわからないと思う。この評価書で個人情報が守られているとは思えない。
-----------	--

【市の考え方】その他

保護評価は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び国の個人情報保護委員会の定める規則（特定個人情報保護評価に関する規則）に則り、実施しています。引き続き法令等に基づき個人情報の適正管理に努めてまいります。

5 情報漏えいした際の対応に関すること（2件）

質問	情報漏えいが発生した場合、損害賠償等、行政はどのように責任を取るのか。（2件）
-----------	---

【市の考え方】その他

情報漏えい等による被害が発生した場合の損害賠償等については、被害等の状況に応じて対応していくこととなります。

6 特定個人情報の取扱いに関する職員等への教育に関すること（1件）

要望	市民の社会保障の大切な個人情報を扱う職員・委託事業者の公共の福祉の意義・モラルを高める教育を市長がリーダーシップをとって徹底してほしい。
-----------	--

【市の考え方】その他

ご意見として承ります。